

施設利用料金の改定について（お知らせ）

平成26年3月3日

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、当公園内施設の利用料金改定について下記のとおり県へ申請しております。

なお、項目のない利用料金については変更はありません。

また、今後、変更する場合がありますので、ご了承下さい。

指定管理者：公益財団法人愛知県都市整備協会

都市公園名	区分		単位	【現】使用料の額 (単位：円)	【新】使用料の額 (単位：円)			
新城総合公園	野球場使用料		二時間につき	1,600	1,650			
			四時間につき	3,200	3,290			
			八時間につき	4,800	4,940			
	競技場使用料	全部利用		二時間につき	1,600	1,650		
				四時間につき	3,200	3,290		
				八時間につき	4,800	4,940		
		二分の一利用		二時間につき	1,200	1,240		
				四時間につき	2,400	2,470		
				八時間につき	3,600	3,700		
	庭球場使用料		一コート 二時間につき	600	620			
			一コート 四時間につき	1,200	1,230			
			一コート 八時間につき	1,800	1,850			
	陸上競技場使用料	陸上競技場	専用利用	四時間につき	4,800	4,940		
				八時間につき	8,500	8,740		
			一般利用	団体	五〇人以下のもの	四時間につき	1,400	1,440
						八時間につき	2,600	2,670
					五一人以上一〇〇人以下のもの	四時間につき	3,100	3,190
						八時間につき	5,100	5,250
					一〇一人以上のもの	四時間につき	4,800	4,940
						八時間につき	8,500	8,740
			運動器具（棒高跳用支柱）			一日一式につき	400	410
弓道場使用料			専用利用		二時間につき	1,600	1,650	
	四時間につき	3,200			3,290			
	八時間につき	4,800			4,940			